

第420回山口地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和2年6月30日(火) 午後1時30分～

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館5階 共用第一会議室

3 出席者

公益代表委員	井川志郎	委員
	井出泰成	委員
	通山和史	委員
	濱島清史	委員

労働者代表委員	富田博之	委員
	長川順一	委員
	藤井昭子	委員
	藤田英二	委員
	山本章宏	委員

使用者代表委員	奥田宏	委員
	国重敦生	委員
	坂本竜生	委員
	中村眞佐子	委員
	西田隆男	委員

事務局

労働局長	村井完也
労働基準部長	木下麻子
賃金室長	藤村恵
賃金指導官	犬山重明
監察監督官	有田臣

4 議 題

- (1) 山口県最低賃金審議会の改正決定について(諮問)
- (2) 専門部会の設置について
- (3) 審議会の日程について
- (4) 生活保護施策について
- (5) その他

○賃金指導官

皆様、どうもお疲れ様でございます。

それでは、会議を正式開催する前に、傍聴人の人数、今日は9名ご出席であることをご報告いたします。

それでは、傍聴人の方、案内いたします。

【傍聴人入室】

○賃金指導官

それでは、傍聴人の方、全員お揃いになりましたので、井出会長、開催の方、お願いいたします。

○会長

それでは、ただいまから第420回山口地方最低賃金審議会を開催いたします。

事務局から、定足数と傍聴希望者数について報告してください。

○賃金指導官

本日は、公益代表委員の田中委員がご欠席です。

従いまして、本日の審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております(委員の3分の2以上、または公・労・使各3分の1以上の出席)を満たしておりますことをご報告申し上げます。

○会長

傍聴の方へのお願いですが、お手元に配付されている「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を守っていただくよう、よろしくお願いいたします。

次に、本日の署名委員は、労働者側を代表して富田委員、使用者側を代表して奥田委員にお願いします。

それでは議事に入ります前に、委員の異動がありましたので、新任委員の紹介を事務局からお願いします。

○賃金指導官

労働者代表委員の河村委員と使用者代表委員の寺田委員が退任され、それぞれ後任委員を任命させていただいておりますのでご紹介いたします。

労働者代表委員の長川順一委員です。

長川委員は、昨年度の特定最低賃金専門部会の鉄鋼業の労働者代表委員に任命されておられました。

次に、使用者代表委員の坂本竜生委員です。

新たに作成いたしました審議会委員名簿をお配りしておりますので、ご確認ください。

続きまして、本年4月1日付けでの異動で事務局の職員が変わりましたので、ご紹介いたします。

労働基準部長の木下です。

賃金室長の藤村です。

賃金指導官の私 犬山です。

どうぞよろしく願いいたします。

○会長

委員については、交替のありました委員を除いて令和元年度と変わりがなく、時間の都合もありますので、審議会資料として配布されています「第55期 山口地方最低賃金審議会委員名簿」をご覧くださいことに代え、それぞれの委員の紹介は省略させていただきます。

続いて、労働局長から挨拶がございます。

○労働局長

山口労働局長の村井と申します。どうぞよろしく願いいたします。

第420回山口地方最低賃金審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、本日は大変お忙しい中を本審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素より労働行政、とりわけ最低賃金行政にご理解とご協力を賜っております。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

さて、6月3日に開催されました政府の全世代型社会保障検討会議におきまして、安倍総理から今年度の最低賃金につきまして、昨年閣議決定したより早期に全国加重平均1,000円を目指すとの方針を堅持するとした上で、新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあることから、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題であると政府としての考え方が示され、厚生労働大臣に対しましては中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進めるよう指示されたところでございます。

また、6月26日には中央最低賃金審議会が開催され、厚生労働大臣から令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について諮問が行われ、7月下旬には中央最低賃金審議会の答申が出される予定となっております。

当審議会におきましても、この後、山口県最低賃金改正決定の諮問をさせていただきませんが、こうした中央の動向を踏まえ、山口県最低賃金につきまして地域の実情を考慮し、ご審議をいただきますようお願いを申し上げます。簡単ではございますけれども、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いをいたします。

○会長

それでは議事に移ります。

議題の1です。

山口県最低賃金の改正決定について、山口労働局長から諮問があります。

事務局は諮問文を読上げてください。

○賃金指導官

それでは読上げます。

山口労発基 0630 第1号、令和2年6月30日、山口地方最低賃金審議会会長井出泰成殿、山口労働局長村井完也。最低賃金の改正決定について。諮問。

最低賃金法、昭和34年法律第137号第12条の規定に基づき、山口県最低賃金、昭和55年山口労働基準局最低賃金公示第1号の改正決定について、貴会の調査審議を求める。

【局長から会長に諮問文手交】

○会長

山口県最低賃金の改正決定について諮問をお受けいたしました。

次に、事務局から資料の説明をお願いします。

○賃金室長

それでは、事務局より賃上げ要求・妥結状況及び経済資料について説明をさせていただきます。

資料No.2 (1)の「令和2年春季賃上げ要求・妥結状況」をご覧ください。

これは、山口県労働政策課が県内の民間事業者の労働組合のうち200組合を対象に4月、5月、6月の末日時点における調査結果を発表しているものでございます。

5月末日現在の状況は、民間事業所の58組合で妥結し、中段の表にもありますように、このうち定昇込みで妥結した組合は47組合で、加重平均の妥結額は5,513円、賃上げ率は1.84%となっています。

一枚めくっていただきまして、上段の「企業別規模」をご覧くださいになりたいと思います。

300人未満の組合においては、22組合で妥結がされ、このうち定昇込みで妥結した組合は18組合で、加重平均の妥結額は3,918円、賃上げ率は1.54%となっています。

同表には、その他にも「地域別」や「産業別」などの取りまとめがされていますが、詳細につきましてはお読みいただくことに代えさせていただき、省略をいたします。

また、最終となります6月末時点での調査結果が県から7月中旬に公表される予定ですので、次回の審議会でも説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、全国の賃上げ状況でございます。

資料No.2 (2)をご覧くださいいただければと思います。「令和2年春闘 各機関別賃上げ集計状況」をご覧くださいいただきたいと思っております。

6月5日の公表の連合全体では、加重平均の妥結額は5,536円、賃上げ率は1.90%です。

300人未満組合の加重平均の妥結額は4,512円、賃上げ率は1.81%になっています。

5月21日の公表の日本経団連では、従業員500人以上で加重平均の妥結額は7,297円、賃上げ率は2.17%です。500人未満の加重平均の妥結額は、6月12日公表で4,471円、賃上げ率1.72%となっております。

続きまして、県下の経済情勢でございます。

資料No.3の(1)日銀下関支店の6月1日付け発表の「山口県金融経済情勢」(2020年6月)をご覧ください。

1枚目の「概況」としては読上げますと、

山口県内の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一段と弱い動きとなっている。

需要項目別にみますと、公共投資は、横ばい圏内。輸出は、前年を下回っている。個人消費は、全体としてみれば減少。住宅投資は、弱含み。設備投資は、増勢が一服している状況です。

このような中、生産は、減少。雇用・所得情勢には、弱めの動きがみられる。物価は、前年を下回った。

企業倒産は、落ち着いている。金融面をみると、預金・貸出は、ともに前年を上回っている。貸出金利は、低下傾向。

先行きとしましては、不確実性が強いものの、当面下押し圧力が強い状況が続くとみられる。内外における新型コロナウイルス感染症の動向とその影響については、それが企業や家計のマインドに与える影響を含めて注視する必要があるというふうになっております。

次ページ以降の詳細につきましては、委員の皆様方にお読みいただくことに代えさせていただきます、省略をさせていただきます。

次に資料3の(2)財務省山口財務事務所の「法人企業景気予測調査結果(令和2年4-6月期調査)」をご覧ください。1枚目をめくっていただきまして、2枚目の「調査結果概要」では、

- 1、景況判断につきましては、「下降」超幅が拡大
- 2、企業収益については、令和2年度は減収減益の見込み
- 3、設備投資については、令和2年度は増加の見込み
- 4、雇用については、「不足気味」超幅が縮小

とされております。

次ページ以降の詳細につきましては、またお読みいただくことに代えさせていただきます、省略をさせていただきます。

県下の経済情勢及び景気感の説明は以上でございます。

○会長

ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見はありますでしょうか。

(質問、意見なし)

○会長

なければ、議題2「専門部会の設置について」に入ります。

山口県最低賃金の改正審議を行うに当たりましては、最低賃金法第25条第2項の規定により、専門部会を設置することになっておりますので、設置することとし、今後、具体的な議論は専門部会に委ねたいと思います。

次に最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてお諮りいたしたいと思います。

最低賃金審議会令第6条第5項とは、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」という規定ですが、従来、山口県最低賃金審議会ではこの規定を適用しておりません。これについて何か意見がございますか。

ありませんでしょうか。

これまでのとおりでよろしいでしょうか。

○奥田委員

例年どおりでいいと思います。

○会長

はい、分かりました。

それでは、昨年と同様に山口地方最低賃金審議会においては、審議会令第6条第5項を適用しないことに決定いたします。

次に、議題3「審議会の日程について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

それでは、事務局の方から説明をいたします。6月26日に中央最低賃金審議会におきまして諮問がされました。今後、中賃でございますが、7月10日に第2回目安小委員会、以降15日、20日に開催される予定となっております。7月22日頃には答申がなされると聞いております。

地賃につきましては、今年度の効力発生日を10月1日とした場合、8月5日(水)が答申の期限でございます。異議申し立ての締切日が8月20日(木)、そして異議申し立てに係る審議会が8月21日(金)午前中というスケジュールになります。

なお、今後の地賃の審議日程につきましては、5月中旬に各委員の皆様方に日程調整をさせていただいたところですが、中央最低賃金審議会の目安の答申が遅れますと、7月27日(月)に予定しております第421回の審議会とこの審議会終了後に開催します第1回の専門部会につきましては、改めて日程調整することとなりますので、ご承知をいただきたいと思います。またおって、事務局からお知らせをしたいと思います。

それから、専門部会の開催につきましては、専門部会の委員に任命された方のみのお出席となります。

私からは以上でございます。

○会長

ただいま、事務局から本年度の中賃と地賃のスケジュール、県最賃改正決定答申日と発効日の関連について説明がありましたが、ご質問はありますか。

○濱島委員

すみません、ちょっと中賃の日程、もう一回言っていただけますか。手短で結構ですの
で。

○賃金室長

はい、分かりました。中賃の日程は7月10日が第2回目安小委員会です。7月15日が
3回目、7月20日が4回目となります。

○濱島委員

4回目が。

○賃金室長

20日です。

○濱島委員

はい、ありがとうございます。

○会長

ほかにありますでしょうか。

(質問、意見なし)

○会長

なければ議題4の「生活保護施策について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

資料No.4(1)と(2)をご覧になっていただければと思います。生活保護施策について説明
をいたします。資料No.4(1)「生活保護に係る施策との整合性」及び4(2)「最低賃金と生活
保護の比較」をご覧ください。

地域別最低賃金は、最低賃金法第9条によりまして、労働者の生計費、労働者の賃金、そ
して通常の事業の賃金支払い能力の三要素を総合的に勘案して定めることとされており、

労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされております。

最低賃金と生活保護の比較方法を説明いたしますと、地域別最低賃金が時間額なのに対して、生活保護が月額で決められているため、最賃額を月額に換算して2つを比較するということになります。

生活保護の計算は、資料No.4 (1) のとおり「生活扶助」の食費等経費の第1類費、光熱費等経費の第2類費、そして期末一時扶助費の人口による加重平均に、住宅扶助の実績値を加算いたします。この期末一時扶助費と言いますのは、12月から翌年1月にかけて引き続き生活保護を受ける生活保護受給者に対して越年資金として支給されますものでございます。

最低賃金額は、資料No.4 (2) のとおり各都道府県の地域別最低賃金に週の法定労働時間を基に算出した1か月の労働時間数、左側の一番下にございますけれども、173.8時間に乗じたものに社会保障費、税金を控除して、生活保護との比較をいたします。

データにつきましては、その時点におけます最新のものに基づきまして比較をしますが、住宅扶助費の実績値のデータの公表が2年前のものとなるため、令和2年の最低賃金の改正につきましては、2年度前の平成30年10月1日改定の最低賃金と生活保護との間に乖離が生じていないか、といった観点で検討することとなります。

この最低賃金と生活保護との整合性につきましては、後日開催いたします専門部会の中で審議していただきますので、本日の説明はこれでおきたいと思っております。

以上でございます。

○会長

2点説明がありました。事務局説明に質問、ご意見はございますでしょうか。

(質問、意見なし)

○会長

なければ、次に説明のあった意見提出公示で、関係労使から意見書の提出があった団体のうち、意見陳述の申込みがあった場合には、今年度においても、次回本審議会において意見陳述を行うこととしますが、ご意見がありますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長

よろしいでしょうか。

それでは、今年度においても意見陳述を実施することといたします。

なお、意見陳述は実施要領によりますと、全体で20分以内となっておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長

ただいま、労使委員から意見陳述の時間は問題ないとのことがありましたので、従来どおりといたします。

そのほか事務局からありますか。

○賃金室長

事務局の方から2点、連絡がございます。

1目は資料No.5をご覧ください。特定(産別)最低賃金につきまして、3月に4業種の意向表明を受けておりますことをご報告させていただきます。

これから、特定最賃の改正決定に関する申出が4業種からありましたら、内容を事務局の方で審査のうえ、次回以降の本審で特定最賃改正必要性の諮問、必要性の審議・答申、改正決定の諮問、特定最賃専門部会での審議・答申を経ることとなります。

昨年と同様、12月15日の効力発生に向けた日程調整を、これからしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2点目は、本日の会議終了後、先ほど会長からお話しがございましたけれども、「関係労使からの意見聴取公示」、それから「専門部会委員の推薦公示」を本日審議会終了後に行いたいと思います。

それぞれの公示締切日は、7月15日(水)といたします。

以上でございます。

○会長

そのほかにありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

○会長

ほかになければ、これをもちまして閉会としたいと思います。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

○会長

それでは、これをもちまして、第420回山口地方最低賃金審議会を閉会といたします。ご審議ありがとうございました。